

広告掲載役務請負契約約定

（総 則）

第1条 発注者及び受注者は頭書の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別途示す仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 受注者は、業務の実施に関し必要があると認められる場合には、すみやかに発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

（広告の仕様及び内容等）

第2条 第1条に規定する広告の仕様及び内容は、盛岡市広告掲載要綱及び盛岡市広告掲載基準並びに令和8年度納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱要領によるものとし、その掲載する広告の内容について、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

2 受注者は発注者の定める期日までに発注者に広告原稿を引き渡すものとし、納入方法については別途協議するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、受注者が中小企業信用保険法（昭和25年法律第 264号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、信用保証協会法（昭和28年法律第 196号）第2条に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第 350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合における市の対価の支払による弁済の効力は、盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）第59条第1項に規定する支出負担行為の確認を会計管理者等が行なった時点で生ずるものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第4条 受注者は、この契約の内容について、業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

（契約の変更及び中止）

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し若しくは実施を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額、契約の期間その他この契約に定める条件について変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（危険負担）

第6条 発注者と受注者双方の責に帰することができない事由により、受注者が業務の全部又は一部の実施ができない場合には、受注者は当該部分について業務の履行の義務を免れるものとし、当該部分についての代金の納入義務を免れるものとする。

2 前項の納入義務を免れる金額については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（一般的損害等）

第7条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりて補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（特許権の使用）

第8条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている作成方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が支給又は指示した原稿を使用する場合はこの限りでない。

（代金の納入）

第9条 受注者は、発注者が定める支払期限までに、発注者の発行する納入通知書により納入するものとする。

2 発注者は、受注者の責に帰すべき事由により、受注者が発注者の指定する期日までに広告原稿の引渡しができない場合は、その広告枠に記事を掲載できるものとする。ただし、受注者はこの場合における広告料を納入しなければならない。

（発注者の解除権）

第10条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は履行期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (4) この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
- (5) 第12条の規定によらず、契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時役務請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から 14 日を経過したときに生ずるものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 10 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として受注者に請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前 2 項第 2 号に該当するとみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者
- 3 受注者は、第 1 項の違約金を超えて発注者に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（談合その他の不正行為等に係る発注者の解除権）

第 11 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

（受注者の解除権）

第 12 条 受注者は、次の各号の一に該当する場合にはこの契約を解除することができる。

- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

（秘密保持）

第 13 条 受注者は、この契約遂行上知り得た発注者の業務上の秘密を他人に漏らしてはならない。

（損害賠償額の予約）

- 第 14 条** 受注者は、この契約に関して、第 11 条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、発注者が特に損害額がないと認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を越える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約外の事項）

第 15 条 この契約について定めのない事項及び発注者と受注者間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。